

千葉市花見川区告示第 2 3 号

国民健康保険の資格喪失に係る手続きについての勧奨通知を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示します。

なお、この書類は送達を受けるべき方の申し出により交付します。

（この告示は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。）

令和 8 年 9 月 1 0 日

千葉市花見川区長 足 立 憲 彦

国民健康保険の資格喪失に係る手続きの勧奨通知公示一覧

No.	氏名	発送年月
1	白熊 晃宜	R8.7